



特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年 6月25日

茨城県知事
大井川 和彦 殿

提出者

住 所 茨城県神栖市砂山22番地
氏 名 エーザイ株式会社
鹿島事業所長 植村 誠
電話番号 0479-46-1155

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	エーザイ株式会社 鹿島事業所
事業場の所在地	茨城県神栖市砂山22番地
計画期間	2024年4月～2025年3月

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

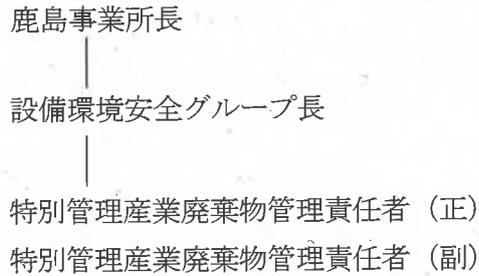
①事業の種類	1651 医薬原薬製造業
②事業の規模	93億円
③従業員数	289名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	廃油-1→{ 焼却→{ 焼却灰リサイクル(路盤材) 熱回収 混合エマルジョン化→混合エマルジョン(燃料) 廃油-2→焼却→焼却灰(路盤材) 廃アルカリ→焼却→焼却灰リサイクル(路盤材、セメント原料) 廃酸→{ 中和→脱水汚泥リサイクル(製錬原料、セメント原料) 焼却→焼却灰リサイクル(路盤材)

(日本工業規格 A列4番)



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】 別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙の通り
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙の通り

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（2023年度）実績】 別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙の通り		

②計画	【目標】別紙の通り	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
(今後実施する予定の取組) 別紙の通り		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度(2023年度)実績】	
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	— t
	(今後実施する予定の取組等)	
※事務処理欄		

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項					
① 現状	【前年度（2023年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油-1	廃油-2	廃アルカリ	廃酸
	排出量	1,123.830 t	1.950 t	287.782 t	54.502 t
	<p>（これまでに実施した取組）</p> <p>溶剤の一部は工程で再利用することにより、廃棄量を削減している。廃油は分別回収することにより、マテリアルリサイクル化及びサーマルリサイクル化の推進活動を継続している。</p> <p>委託業者の選択などにより中間処理後の最終埋立量の削減に取り組み、最終埋立比率ゼロ%を継続している。</p> <p>社員に対しては、ISO14001システムの中で廃棄物排出抑制及び分別について教育を継続している。</p> <p>エーザイとして毎年統合報告書を発行し、廃棄物削減の取組について情報を公開している。</p>				
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油-1	廃油-2	廃アルカリ	廃酸
	排出量	493 t	1 t	542 t	40 t
	<p>（今後実施する予定の取組）</p> <p>溶剤の再利用、分別回収によるマテリアルリサイクル化及びサーマルリサイクル化などの取組を継続する。</p> <p>設備の改善等による排出量削減の可能性を検討する。</p> <p>最終埋立比率ゼロ%の継続を目指す。</p> <p>廃棄物排出抑制及び分別に関して、社員への啓発活動を継続する。</p> <p>統合報告書を発行しエーザイとしての取組内容を公開する。</p>				

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各特別管理産業廃棄物は、その発生過程、内容物及び処理方法などにより確実に分別している。分別後はいずれも専用のタンクや容器などに保管し、他の廃棄物の混入はない。		
	種類	分別方法	
	廃油-1	含水率10%超、pH6~8	専用タンク
		含水率10%以下	専用タンク
		少量廃棄	専用容器
	廃油-2	ハロゲン含有	専用ドラム缶
	廃アルカリ	ハロゲン含有	専用タンク
		ハロゲン不含有	専用タンク
		少量廃棄	専用容器
	廃酸	液状塩化アルミニウム廃液	専用タンク
重金属含有		専用容器	
廃酸		専用ドラム缶	
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) いずれの特別管理産業廃棄物についても、発生過程を考慮した上で、その内容物、種類及び処理方法などを考慮した確実な分別を継続する。今年度特別管理産業廃棄物を新たに分別する具体的計画は立案していないが、より良い分別の可能性について検討を継続する。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
① 現状	【前年度（2023年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油-1	廃油-2	廃アルカリ	廃酸
	全処理委託量	1,123.830 t	1.950 t	287.782 t	54.502 t
	優良認定処理業者への処理委託量	977.850 t	1.950 t	278.412 t	5.582 t
	再生利用業者への処理委託量	1,123.830 t	1.950 t	287.782 t	54.502 t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	94.760 t	— t	— t	— t
<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>各委託処理業者について定期的に現地確認を実施し、適正な処理が継続していることを確認している。新規業者については、契約前に現地確認を実施している。</p> <p>処理業者選定時には、サーマルリサイクル化や中間処理後の再資源化を考慮している。それにより、最終埋立比率ゼロ%を継続している。</p>					
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油-1	廃油-2	廃アルカリ	廃酸
	全処理委託量	493 t	1 t	542 t	40 t
	優良認定処理業者への処理委託量	493 t	1 t	525 t	4 t
	再生利用業者への処理委託量	493 t	1 t	542 t	40 t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>各委託処理業者の定期的な、新規業者は契約前の現地確認を継続する。</p> <p>新規処理業者を調査し、廃棄物の再生利用及びサーマルリサイクル化の向上、並びに最終埋立比率ゼロ%の継続に取り組む。</p>					

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記

入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。